

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0882)

本審議会 第460回

令和6年8月8日 公開

開催日時	令和6年8月8日（木）	12時00分～13時25分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 群馬県最低賃金専門部会の報告について 2 群馬県最低賃金の改正決定について 3 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	事務局よりご報告申し上げます。 本日のご出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名の合計15名でございます。よって、当審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。
事務局	大分遅れてしまいまして申し訳ございませんでした。ただいまより、第460回 群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。 議事に入る前に、本日の資料についてご説明いたします。

	資料 1 ですが、群馬弁護士会会長から提出されました「群馬県において最低賃金を大幅に引上げることを求める会長声明」でございます。 続きまして、資料 2 ですが、特定最低賃金の北関東 3 県の比較表でございます。 以上でございます。 では、議事進行につきましては、 会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
会長	議題に入る前に、ただいまの事務局からの資料の説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。
各委員	【特になし】
会長	よろしいでしょうか。 それでは、会議次第に従って審議して参ります。 はじめに、議題の（１）群馬県最低賃金専門部会の報告につきまして事務局から説明をお願いいたします。
事務局	着座のままで失礼いたします。 お手元に専門部会報告書の写しをお配りしております。 朗読させていただきます。 【報告書を事務局が朗読】
事務局	以上でございます。
会長	ありがとうございました。 ただいま事務局から報告がありました。 専門部会は 7 月 26 日に第 1 回の会議を開催以降、労使それぞれの主張が出され、公益を含めて、合意を目指して審議を行ってきたところです。 先ほど、第 3 回目の専門部会を開催し、熱心な審議が行われました。残念ながら全会一致には至りませんでした。報告書のとおり、今年度の最低賃金額は、50 円引き上げて 1 時間 985 円ということが専門部会で採決されました。 専門部会にいらっしゃらなかった委員もおられますので、私から審議結果を報告いたします。 まず、労働者側より、誰もが安心して働き暮らせる水準の 1,000

円に早期到達させるためにも全国加重平均 1,004 円を目指し、群馬県の地域別最低賃金 935 円との差額 69 円、1,004 円を要求するとのことでした。

これに対し使用者側は、第 4 表③の結果から考え 27 円を提示されました。

それぞれのご意見はかなり隔たりがあることから、もう少し歩み寄りをお願いしたところ、労働者側より、誰もが時給 1,000 円を達成させるためにプラス 65 円、1,000 円を要求するとのことでした。

これに対し、使用者側より、令和 5 年度の前橋市消費者物価指数の 3.2%、29.92 円の端数を切り捨てて 29 円を提示されました。

まだ開きがあることから歩み寄りをお願いしたところ、労働者側より、今春闘で連合群馬集計分にて 5.4%の賃上げ率になったことから、現行の 935 円に 5.4%、50.49 円と近隣県との額差是正 10 円を足し、端数を切り上げてプラス 61 円、996 円が要求されました。

それに対し、使用者側は、経団連の春季労使交渉の中小企業集計分の 3.92%、36.6 円の端数を切り上げて 37 円が提示されました。

これを受け、労働者側は、賃上げ率 5.4%、50.49 円の端数を切り捨てた 995 円を要求されました。

それに対して、使用者側は、去年の回答額と同額の 40 円を提示されました。

これを受けて、労働者側より、近隣県との額差是正 10 円を 2 円歩み寄って 58 円、993 円が要求されました。

それに対して、使用者側は、連合本部集計の春闘結果より、300 人未満の賃上げ率が 4.45%であり、935 円に 4.45%をかけて端数を切り捨てた 41 円を提示されました。

引き続き、両者に乖離の解消をお願いしたところ、労働者側が、近隣県との額差是正をさらに 2 円歩み寄って 56 円、991 円を要求されました。

それに対して、使用者側は、連合が昨年集計した最賃上昇率の最小値 4.47%を切り上げて、4.5%、42.08 円の端数切り捨てで 42 円を提示されました。

これを受けて、労働者側は、額差是正を 1 円歩み寄って 55 円、990 円を要求されました。

これに対して、使用者側は、先ほど 42.08 円の端数の切り捨てを、今度は端数を切り上げて 43 円を提示されました。

これを受けて、労働者側より、双方の主張に開きがあることから、労使別室で検討会議の開催を求められ、使用者側も同意された

ことから、20 分程度それぞれ別室にて協議を行っていただきました。

審議を再開し、労働者側からは、基本的な考え方は先ほどから変わらず、額差是正を 1 円歩み寄って 54 円、989 円を要求するとされました。

それに対して、使用者側は、連合集計の春闘結果 5 %、46.75 円の端数切り捨て 46 円を提示されました。

さらに、歩み寄りをお願いしたところ、労働者側は、近隣県との額差是正をさらに 1 円歩み寄り 53 円、988 円を要求されました。

それに対して、使用者側は、先ほどの 46.75 円の端数を切り上げて 47 円が提示されました。

これを受け、労働者側は、近隣県との額差是正にはこだわっているとして 53 円、988 円を再度要求されました。

これに対して、使用者側は、1 円歩み寄って 48 円を提示されました。

もう少し歩み寄りをお願いしたところ、労働者側は 1 円歩み寄って 52 円、987 円を要求されました。

これに対して、使用者側は、かなり厳しい数字であるとしつつ、1 円歩み寄って 49 円を提示されました。

これを受け、労働者側は、1 円の歩み寄りをして 51 円、986 円を要求されました。

それに対して、使用者側は、現状を踏まえると、これ以上、上げることは難しいが、1 円上乘せして目安額の 50 円を提示するとされました。

この後、労使ともにこれ以上の歩み寄りは難しいとし、労働者側より、公使・公労協議の要望があり、使用者側も賛同されたため、公益として双方個別に協議を行いました。が、引き上げ額は変わらず、労使双方より公益見解に委ねるとの意見をいただいたことから、公益委員といたしまして、これまでの労使それぞれの主張と、最低賃金の三要素、地域における労働者の生活費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力、中央最低賃金審議会答申における公益見解及び専門部会で示された資料における指標からは、目安額をこえる根拠を見出せないこと等を踏まえ、公益委員見解として、引き上げ額 50 円をご提案したということです。

これについて、最終的に専門部会として採決を行いました。

採決は、専門部会の出席委員、本日は 9 名全員が出席していましたが、私は採決に加わりませんでしたので、8 名での採決となりました。

結果は、賛成者が 5 名、反対者が 3 名で、賛成者が過半数を超え

	ることから、専門部会としては、公益委員提案である 50 円を審議会に報告することになったというものでございます。 以上、経過要旨を報告させていただきましたが、十分ではないかもしれませんので、労使の委員の先生方からご発言ございましたらお願いしたいと思います。 まずは労働者側委員の先生いかがでしょうか。 ■■■■委員お願いいたします。
■■■■委員	労側委員の■■■■です。 先ほどの専門部会と少し発言が重なりますが、今回様々な状況が目まぐるしく変わる中で、非常に難しい協議となりましたが、労使がそれぞれの立場で、様々な視点で、良い点を出し合って協議を進めてきたところですが、最終的に金額合意に至らなかったということで、今回、公益委員の皆さまの見解を聞くという流れになりました。 労働者側としましては、先ほど話がありましたが、近県との額差是正を主張しましたが、結果として今回はその部分に関しては受け入れていただけなかったということで、この点につきましては非常に残念ではあるのですが、これまで労使で議論を尽くした結果としての 50 円という結果ですので、本当に結果については、労働者側としては受け入れたいと思っております。 以上です。
会長	はい、ありがとうございました。 他の労働者側委員の先生いかがでしょうか。 ■■■■委員お願いいたします。
■■■■委員	はい、経過結果につきましては、■■■■会長のご説明のとおりという形でございますけれども、やはり労側としましては、生活費という観点で、連合リビングウェイジ 2023 というところで、群馬県 1,040 円と出ております。でも、そこを念頭に一番最初の全国加重平均 1,004 円に近づける、同額にするところからスタートさせていただいたという形になります。 目安の近傍、近づいてからについては、他県、特に北関東というところで括られておりますけれども、栃木、茨城との差というところ、少しずつ減らしていきたいということで、主張をさせていただきました。 栃木、茨城については、群馬県が決まる前に確定をしておりました、栃木は 50 円、茨城は 52 円ということで、茨城との差が開い

	てしまったというところでございます。 現状、それぞれの県で開きがあるというところですが、本来であれば、長年をかけて少しずつ額差を縮めていくものだろうという風に考えておりますけれども、いかんせん金額が金額というところで、一気に近づけるということはかなり混乱を招くという風にも感じております。 いずれにしても、今回の審議につきましては、双方の意見をしっかりと持ち寄って、結果、このあと決議に入るわけですが、議論についてはしっかりと尽くせたのかなという風には感じております。 以上です。
会長	ありがとうございます。 その他、労働者側委員の先生、何かございますか。 よろしいでしょうか。
労働者側委員	【特になし】
会長	そうしましたら、使用者側委員の先生いかがでしょうか。 ■■■■委員お願いいたします。
■■■■委員	使側の■■■■でございます。 今回は、目安の50円か、51円かというところで、1円の部分がなかなかお互いの調整が取れませんでした、労使の意見が一本化できなかったと、本当にいろいろと難しいんだと、改めて感じていますが、本当に今回は最終的には公益の先生に委ねるという形で、非常に難しい調整になりました。 しかしながら、労働者さんとは昔から良好な労使の関係を続けておりますので、今後とも是非またいろいろな調整面でご協力いただければなという風に考えております。よろしく願いしたいと思っております。
会長	はい、ありがとうございます。 その他、使用者側委員の先生、何かございますか。
使用者側委員	【特になし】
会長	よろしいでしょうか。 そうしましたら、公益の先生方、何かございましたらお願いいた

公益委員	します。 【特になし】
会長	よろしいでしょうか。 それでは、専門部会の報告と、ただいまのご意見を受けまして、公・労・使、それぞれ協議の必要性があるようでしたら、それぞれ話し合いの時間を設けますがいかがでしょうか。 委員をお願いします。
委員	労側のです。 先ほどお話ししましたが、議論は十分尽くされたと認識をしていますので、協議の時間は必要ないと労働者側は判断しております。 以上です。
会長	ありがとうございます。 他にご意見ございますか。
各委員	【特になし】
会長	よろしいでしょうか。 そうしましたら、先に進めさせていただきたいと思います。 では、次の議題（２）群馬県最低賃金の改正決定に入ります。 専門部会で示された結論は、全会一致ではありませんでしたので、本審議会で改めて採決することになります。そのような進め方でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは、専門部会から報告書が上がってきておりますので、この報告書の内容を答申の案として、採決を取らせていただきます。 よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	それでは、この報告書の内容を答申とすることについて、会長以外の出席委員全員による採決を行います。 これについて、賛成の方、挙手をお願いいたします。

	はい、9名確認いたしました。 反対の方、挙手をお願いいたします。 はい、5名と確認いたしました。 事務局、確認の方よろしいでしょうか。
事務局	はい、確認いたしました。
会長	はい、ありがとうございました。 確認いたします。私を除いた14名のうち、賛成の方9名、反対の方5名、ということになります。 従いまして、賛成が出席委員の過半数を超えておりますので、最低賃金審議会令第5条第3項の規定によりまして、この内容で答申をさせていただくことを決議いたします。 それでは、事務局からお願いいたします。
事務局	報告書の内容で、決議していただきました。これから答申文を用意いたしますので、少々お待ちいただきますようお願い申し上げます。
会長	暫時、休会といたします。 【答申文作成のため休会】
会長	はい、それでは再開いたします。 事務局からお願いいたします。
事務局	そうしましたら、答申文の案をお配りいたします。 【答申文（案）を全委員に配布】
事務局	それでは、答申文を読み上げさせていただきますので、お配りしました答申文の案をご覧ください。 【答申文（案）を事務局が朗読】
事務局	以上でございます。
会長	はい、ありがとうございました。 答申文はこれでよろしいでしょうか。

各委員	【異議なし】
会長	はい、それでは、これをもって答申といたします。
	【会長より局長に答申文を手交】
会長	答申が、無事終わりました。 答申につきましては、各委員のご協力により、とりまとめができたところですが、行政側におかれましては、引き続き企業の賃上げの環境整備などに取り組まれるようお願いいたします。 それでは、これで答申を終了いたしました。事務局から何かございますでしょうか。
事務局	はい、答申いただきありがとうございました。 答申いただきましたことに対しまして、上野労働局長から一言ご挨拶を申し上げます。
労働局長	群馬労働局長の上野でございます。 ただいま、■■■■会長から、令和6年度群馬県最低賃金の改正につきまして、ご答申をいただきました。 6月28日に諮問をさせていただいた以降、委員の皆様には、群馬県の実情を踏まえて、精力的にご審議いただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。 今後は、最低賃金改正額の決定並びに発効に向けた手続きを進めるとともに、県内の労働者や事業主の皆様を始めとして、県民の皆様への周知をしっかりと行ってまいりたいと思います。 一方で、企業によっては、原材料高騰によるコスト上昇分の価格転嫁が不十分という状況もございますので、継続的に賃上げしやすい環境整備の支援に、一層努めていきたいと考えております。 また、本日のご答申の際にいただきました、委員の皆様の貴重なご意見につきましては、その主旨が反映されますよう厚生労働本省に報告する所存でございます。 改めまして、本日は、ご答申をいただき誠にありがとうございました。今後ともご支援・ご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。
会長	ありがとうございました。

事務局	それでは、事務局より今後の予定につきまして説明をお願いいたします。 はい、今後の予定についてご説明いたします。 この後、本日中に異議申出の公示を行います。異議は、公示日の翌日から起算しまして、15 日間受付けることになっており、締切日は 8 月 23 日の金曜日となっております。 従いまして、異議申出があった場合は、異議に係る審議を 8 月 26 日の月曜日の午前 10 時からの審議会で行っていただくことになります。 その後の事務手続きが順調に進めば、最短で官報公示は 9 月 4 日の水曜日、発効は 10 月 4 日の金曜日となります。 しかしながら、諸事情により遅れることもございますので、ご理解の程よろしくをお願いいたします。 なお、官報公示に当たり、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。 その際には、会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくこととしておりますので、併せてご了解をお願いいたします。 以上でございます。
会長	ただいまの説明と、軽微な訂正の取り扱いにつきましては、これでよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	はい、ありがとうございます。 それでは、異議申出があった場合の審議は、8 月 26 日の月曜日の（月）午前 10 時から開催される審議会で行うこととし、官報公示に当たっての軽微な訂正はそのようにいたします。
各委員	【異議なし】
会長	次に議題の（3）「特定最低賃金改正決定の必要性の有無」につきまして、事務局からお願いいたします。
事務局	それでは、これから特定最低賃金改正決定の必要性について、ご審議をいただきたく存じます。 よろしくをお願いいたします。

会長	では、早速、必要性の有無につきまして審議に入ります。 最初に申出をされました労働者側委員より、その理由・趣旨について述べていただきたいと思います。 ■委員お願いいたします。
■委員	労働者側委員の■です。よろしくお願いいたします。 特定最賃につきましては、各産業で働く方々のセーフティネットの位置づけと考えております。また、産業全体を牽引する役割を持っているとも認識しております。 そういったことで、特定最賃の改正については大変重要なものであると捉えておりますので、どうか使用者側委員の皆様にはご理解をいただきまして、昨年同様、引き続き改正の必要性ありのご判断をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上です。
会長	はい、その他、労働者側委員から付け加えるご意見等ございますでしょうか。
労側委員	【特になし】
会長	そうしましたら、使用者側委員からはいかがででしょうか。 ■委員お願いいたします。
■委員	使側の■でございます。 前回の審議会でも申し上げておりましたけれども、使側といたしましては、特定最低賃金は不要と考えております。そこでここ数年の群馬県最低賃金の大幅な上昇を鑑みまして、このまま特定最賃を上げずにおいて、県最賃に飲み込ませるのがよろしいのではないかと考えております。 とは言え、労働組合側の考えもあると思いますので、改定の審議につきましては、必要とし、その審議の中で、今私が申し上げたことも含めて議論させていただければなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。
会長	はい、使用者側委員の先生は、他に付け加える意見等ございましたらお願いいたします。

使側委員	【特になし】
会長	よろしいでしょうか。 その他、公・労・使の各委員の先生方で何かございますでしょうか。
各委員	【特になし】
会長	特定最低賃金の改正決定につきましては、労使の合意を尊重したいと思います。 それでは、お諮りいたします。 「改正決定については必要性あり」ということでよろしいでしょうか。
各側委員	【異議なし】
会長	はい、それでは、特定最低賃金の4業種について「改正決定の必要性有り」との答申とさせていただきます。 事務局のほうでお願いいたします。
事務局	はい、そうしましたら、答申文の案を用意させていただきますので、少々、お時間をいただきたいと思います。
会長	では、しばらくの間、休会とします。 【答申文作成のため休会】
会長	よろしいでしょうか。 それでは再開いたします。 事務局のほうでお願いいたします。 【答申文（案）を全委員に配布】
事務局	それでは、答申文の案を委員の皆様にお配りいたしましたので、読み上げさせていただきます。 なお、「鉄鋼」のみ答申文の全文を読み上げさせていただきます、その他の3業種につきましては、標題のみに省略させていただきます。 それでは、鉄鋼製造業の答申文を読み上げさせていただきます。

	令和 6 年 8 月 8 日付 群馬地方最低賃金審議会会長から群馬労働局長あて 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申） 当審議会は、令和 6 年 8 月 2 日付けをもって最低賃金法第 2 1 条の規定に基づき貴職から諮問のあった群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。 【その他 3 業種は標題のみ朗読】
事務局	以上でございます。
会長	はい、ありがとうございます。 それでは、お諮りいたします。 ただいまの案のと通りの答申でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	はい、それでは局長に答申文をお渡ししたいと思います。 【会長より局長に答申文を手交】
事務局	特定最低賃金の 4 業種につきまして、「改正決定の必要性有り」との答申をいただきました。ありがとうございました。 続きまして、改正決定の諮問をさせていただきます。
労働局長	【局長より会長に諮問文を手交】 よろしく願いいたします。
会長	ただいま、上野労働局長に特定最低賃金改正決定の必要性についての答申文をお渡しし、局長からは改正決定の諮問をお受けしました。 事務局から、諮問文の朗読をお願いいたします。 【諮問文（写）を全委員に配布】

事務局	そうしましたら、お配りした特定最低賃金改正の諮問文の写しをご覧ください。 なお、「鉄鋼」のみ諮問文の全文を読み上げさせていただきまして、その他の３業種につきましては、標題のみに省略させていただきます。 それでは、読み上げさせていただきます。 【「鉄鋼」の諮問文、その他の３業種の標題を朗読】
事務局	以上でございます。
会長	はい、それでは、特定最低賃金の審議について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	群馬県最低賃金のご審議と同様に、３点についてご審議をお願いいたします。 １点目は、最低賃金法第２５条第１項に基づく４業種の専門部会の設置についてでございます。 ２点目は、最低賃金審議会令第６条第５項の適用により、専門部会で全会一致になった場合は、審議会の決議とすることができることについてでございます。 ３点目は、４業種の専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止することと、専門部会委員の解任通知書を省略させていただくことについてでございます。 以上、３点について、よろしくお願いいたします。
会長	ただいま、事務局から、 １点目として、４つの特定最低賃金専門部会の設置について、 ２点目として、各専門部会で全会一致の場合は、専門部会の決議を審議会の決議とする、最低賃金審議会令第６条第５項の適用について、 ３点目として、各専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止することと専門部会委員の解任通知書を省略することについて、 以上の３点につきまして、この取扱いを確認したいと思いますますが、よろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】

会長	はい、他に事務局から何かございますでしょうか。
事務局	群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数及び開催時期についてでございますが、昨年と同様、2回といたしまして、1回目の専門部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うこととし、本審は従来どおり、10月下旬に予定したいと考えております。 1回目から各専門部会で審議を行うこととしまして、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規定、部会の運営及び金額の審議をお願いしたいところでございます。この点につきまして、ご審議をお願いいたします。
会長	はい、事務局の提案につきまして、ご意見をお伺いしたいと思います。 労働者側委員いかがでしょうか。
労側委員	【特になし】
会長	使用者側委員いかがでしょうか。
使側委員	【特になし】
会長	はい、それでは事務局の提案どおり、群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数を2回とするということによろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
会長	はい、ありがとうございます。 確認いたしますと、本年度の群馬県特定最低賃金専門部会は、1回目から各部会で審議を行うこととし、1回目の審議では、部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規定、部会の運営及び金額の審議を行い、2回目の審議で結審することとし、1回目の部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うこととします。 本日予定された審議事項は以上ですが、他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。
各委員	【特になし】
会長	はい、無いようですので、事務局より他に説明等ございますでし

事務局	ようか。 特定最低賃金専門部会を設置することになりましたので、専門部会における労働者代表委員と使用者代表委員の候補者の推薦にかかる公示を行ったうえで任命させていただくこととなります。 公益委員につきましては、改めて任命させていただくこととなります。 また、関係労使の意見聴取につきましても、公示することといたしますので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。 以上でございます。
会長	それでは、これにて第 460 回群馬地方最低賃金審議会を閉会させていただきます。 ご審議誠に疲れさまでございました。